

職業性疾患・疫学リサーチセンター

## 関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔  
 東大阪市高井田元町1-3-1  
 みずしま内科クリニック内  
 TEL06 (6781) 3330  
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

石綿肺がん — 労災不支給処分取り消し訴訟

## 神戸地裁が労災と認定

ひょうご労働安全衛生センター 西山 和宏

アスベストにより肺がんを発症したが、国が労災と認めなかったため、労災不支給処分の取り消しを求め争っていた訴訟で、3月22日、神戸地裁（矢尾和子裁判長）は、「国の不支給処分を取り消す」との原告全面勝訴の判決を言い渡した。

## ◇事件の経過

英（はなぶさ）さんは、港湾荷役において積荷の数量や状態を確認し証明する業務（検数業務）に約20年間従事し、2006年1月10日に肺腺がんて亡くなられた。

神戸港は日本でも有数の石綿を荷揚げする港で、日本の石綿輸入量がピークである1976年には、全輸入量の約40%を神戸港が占めていた。石綿が入った袋を荷役作業員が手カギを用いて作業を行うため、検数作業はその傍らで大量の石綿粉塵を曝露することになった。

肺がんを発症し労災申請を行ったが、「肺内に蓄積された石綿小体が741本しかない」との理由で不支給となり、処分の取り消しを求め裁判が行われていたのである。

## ◇神戸地裁の判断

神戸地裁は、「石綿ばく露作業に10年以上従事した場合については、石綿ばく露があったことの所見として肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が存在すれば足り、その数量については要件としない」と判断し、2007年通達（5000本以下は本省協議）については「救済範囲を狭めることとなる内容」との見解を示し、2006年認定基準の趣旨に反すると断じた。

さらに、「石綿小体数は業務起因性の判断基準ではなく、また仮に、石綿小体数を判断基準において考慮するとしても、クリソタイト（白石綿）ばく露では妥当しないと解されている」



判決後、記者会見する原告と弁護団（左から2人目が英さん）

との見解も示された。

そして、「石綿ばく露作業に10年以上従事しており、その肺組織内に石綿小体の存在が認められるから、本件疾病の発症について、平成18年認定基準による本件要件を充足するものと認めるのが相当」とし、労災であると判断したのであった。

## ◇国は判決を真摯に受け止めよ

裁判長が判決を朗読し始めると、「勝った?」「勝った!」の声が法廷内に広がった。そして、「よかった!」の声と手を握り合い喜び合う姿が法廷内で繰り返された。

今回の判決を国は真摯に受け止め、石綿肺がんの認定基準の改正に反映させるべきであった。ところが、こうした判決を無視するかの如く、3月29日付けで認定基準の変更を行った。しかも、これまでの認定基準に定められていた「石綿小体又は石綿繊維+石綿曝露作業10年以上」の項目を無くすという改悪を行ったのである。

国側は争う姿勢を崩しておらず、4月4日に控訴した。石綿肺がんを巡る問題は、これから大阪高裁での争いとなる。石綿肺がんの被災者を救済するために、さらなるご支援とご協力を引き続きお願いしたい。

# 現行基準は維持も、「医学的所見」のさらなる強調で今後不安 肺がん労災認定基準、改定される

京建労書記次長 酒井 仁巳

## 1) 「従事歴10年+プラーク」要件は維持

3月29日、石綿「肺がん」認定基準が改正された。新基準は、従来の要件に加え、①広範囲の胸膜プラーク所見が認められた人で、石綿ばく露作業に従事した期間が1年以上ある場合、②石綿紡織製品製造作業、石綿セメント製品製造作業、または石綿吹付け作業に5年以上従事したこと、③認定基準を満たすびまん性胸膜肥厚の発症者が、肺がんを併発したこと、のいずれかに該当する場合にも認定することとした。また、石綿小体について「基準の明確化」を図るとして、5千本以上は従事歴1年以上で「業務上」、1千本～5千本は「個別検討」とされた。

今回の改定にあたり、当初は「広範囲の胸膜プラーク」要件の導入によって、従前の「従事歴10年+胸膜プラーク」要件の削除が懸念されたため、全建総連の呼びかけに応じて、当センター・海老原勇理事長や水嶋支部長はじめ10人の専門医の意見書が提出され、これに対する医師の賛同署名も全国の459人の医師から集まった。これらの運動によって「従事歴10年+胸膜プラーク」という従来の要件を引き続き維持させることができた。結果的には要件の「追加」で救済が広がったように見える。

他方、今回の改正を具申した「検討会」の「報告書」では、「医学的所見」をいっそう強調することで、救済の拡大どころか、切り捨てにつながる見解が随所に述べられている。以下、このことに対し私見を述べたい。

## 2) 小体本数を「絶対的指標」とする考え方

「報告書」に貫かれている特徴は、石綿小体本数を曝露量の「絶対的指標」とみて、これを根拠に各論が展開されていることである。例えば、広島・由佐氏らの「胸膜プラークと石綿小体濃度の関係についての症例研究」から、石綿小体本数を指標として「CT画像上の広範なプラーク＝高濃度ばく露」と定義づけていることなどであるが、計測された小体数が少なかったことを理由に「今後、肉眼的にしか見えない胸膜プラークと画像で認められる胸膜プラークを同一に扱うべきかどうかについてもさらに検討

する必要」とまで述べていることには驚いた。

他方、「石綿小体は、肺の各葉での分布が異なる可能性やクリソタイル繊維では形成されにくいという特性、さらには石綿小体数計測の方法等を考慮する必要がある」と述べられているわけだが、それにもかかわらず、曝露量の根拠を石綿小体本数のみに求めているのである。

## 3) 「広範囲の胸膜プラーク」要件について

「広範囲の胸膜プラーク」要件は旧基準への追加であり、救済拡大の側面もあるが、従来から医師間で相当のバラつきがある「不確かなプラーク診断」に初めて「1/4」という明確な基準が設けられたことに危惧を覚える。本来、「作業歴10年+プラーク」で認めらるべきはずの「プラーク」も、現場の医師のところでは「1/4ないとプラークとは言わない」という扱いがされるのではないかという危惧である。

## 4) 石綿小体を指標とする認定基準について

平成24年2月21日付で厚労省サイトにアップされた「『石綿による疾病の認定基準に関する検討会』報告書（肺がん関係）のポイント」では、「現在の基準」（＝基発0209001号）として、「石綿小体（5,000本以上）」が「○（業務上）」、それ以外が「△（個別判断）」となっており、今回の改正はこの「要件を明確化する」としている。基発0209001号にある「従事歴10年+石綿小体」要件があたかも存在しなかったかのように描いているのである。一方、実際の現場では「裏通達」（平成19年3月14日付・基労補発第0314001号）に基づき、従事歴が10年あっても、「5千本以上が○」の運用がされてきた。

平成24年2月23日の東京地裁判決は、基労補発第0314001号について「肺がんの業務起因性を平成18年肺がん認定基準以上に絞り込む認定基準を設定した」として、それだけで肺がんリスク2倍となる「従事歴10年」を充足する者に、重ねて「石綿小体5000本以上」を求めることの不当性を指摘している。3月には神戸地裁でも同様の判決が出された。一方、今回の改正に至る過程で「従事歴10年+石綿小体」の評価について、検討会議事録や「報告書」でもまったく触れら

れていない。なし崩し的に基準を改廃するやり方を容認するわけにはいかない。

### 5) 「従事時期」に対する考え方について

今回の改正案では、石綿製品製造の業務に限定してではあるが、クロシドライト及びアモサイトの全面禁止直後である平成8年以降の従事期間の曝露量評価を「2分の1」として、従事時期によって曝露量の評価を変えている。

「報告書」では、建設労働者に該当する部分として、「当面の間現行の取扱いを継続」としているが、「石綿障害予防規則」の平成17年以降については今後の検証対象としている。確かに、法規制による曝露防止措置は強化されたが、長期的な建設不況、コスト削減のもと、現場の安全衛生対策は後景に追いやられており、実態は法規制通りには必ずしもいかない。届け

出義務のある「レベル1、2」の作業はまだしも、届け出義務のない「レベル3」作業は、ほとんど従前と変わらず、曝露防止対策がとられていない。また、改修に伴う内装材の解体では思いがけず吹付け石綿に出くわすことも多い。業界全体として、実効力のある曝露防止対策を進める必要性は当然だが、認定基準はあくまでも実態に即したものであるべきで、従事時期によって安易に評価を変えることには許されない。

### 6) むすび～従事歴が正当に評価される運用に

石綿肺がん死亡数は中皮腫の約2倍といわれるが、全国の労災認定（平成20～22年度）は肺がん1,407人、中皮腫1,593人であり、肺がんの救済拡大が必要だ。「報告書」が示す「医学的所見偏重」傾向を許さず、従事歴が正当に評価される基準・運用に変えていかなければならない。

## 連載 ケースレポート④

# 「中皮腫」死亡遺族に通知

H24年4月9日、「厚生労働省では、中皮腫で亡くなった人のうち、これまで労災補償などを申請していない3,613人のご遺族に対し、「特別遺族給付金制度」などの認知促進のため、同給付金の支給対象となる可能性があることを知らせる案内文を今年3月末までに送付しました」と同省のHPで発表された。

その少し前のこと、我が家に「厚生労働省」の封筒が届いた。「今頃何？」と不審に思って開封すると、「中皮腫でお亡くなりになられた方のご遺族様へ」と書いた案内文が入っていた。ふざけるな！と思うとともに「中皮腫」として闘病し、中皮腫と信じて死んで逝った夫の無念を改めて思い起こした。

H12年1月に体調異変が起こったが、何処の病院でも確定診断がつかず、ある大学病院で胸膜生検を行った結果「胸膜中皮腫」と告知。手術を懇願する夫に「中皮腫は手術できません」と一縷の望みさえも撥ね退けられた。

労災申請するも「中皮腫という確定診断がない」との理由で不支給決定・棄却が続いた。再度、国立病院で胸膜生検を行うと中皮腫の診断がついた。しかし今度は「胸膜プラークが無いから剖検までは」といわれ

た。しかし海老原先生達のお陰で、夫が亡くなる直前に労災認定を受ける事が出来た。しかし夫の死後4ヶ月位経った頃に「ご主人は肺がんでした」と聞いた。え？一体どういう事なのか。詳細な説明を聞くと「胸膜に出来た肺腺がん」だとか。夫の場合、厚生労働省発表の「石綿労災認定事業場」では「肺がん」の欄に記載されている。しかし死亡診断書は中皮腫なので今回の様な案内が届いたのだ。

いつも私は疑問に思うことが有る。夫の場合死亡診断書が中皮腫だったので案内が来た。もしも反対の場合はどうなのだろうか？肺がんと考えられていた方が解剖後に中皮腫と判明したら、同じ様にフォローはされるのだろうか？

もっといえば、中皮腫であったにもかかわらず肺がんの診断が付いている人はいないのか？私が、夫の病名が変わったことで当時の医師に尋ねると「どちらでも同じです」と言われた。その言葉に激怒すると医師は「どちらの病名であっても、結果は同じだった」と言い直した。しかし救済という意味では、大きな違いがある。肺がんて亡くなった方は多いので、調査も大変だろうが、もどかしさを感じている。

(中皮腫・アスベスト患者と家族の会 古川和子)

## リサーチセンター加入団体紹介⑤ 全京都建築労働組合

全京都建築労働組合（京建労）は、京都府下の建設労働者約1万7千人を組織する、府下最大の労組で、建設労働者の雇用や賃金・労働条件の向上、社会保障の拡充など、建設労働者の命と暮らしを守るさまざまな運動に日々取り組んでいます。

建設労働者が最大の被害者であるアスベストの課題では、毎年5千人余の胸部レントゲンを再読影し、健康管理につなげる「アスベスト検診」や、労災認定闘争、被害者の会「たんぼぼの会」の活動など、旺盛な取り組みを進めています。

アスベスト被害の掘り起こしを進める中で、「労働者」ではないために労災補償が受けられな

い、「救済法」は労災よりも認定要件が厳しく、給付も極めてお粗末・・・せつかく掘り起こしを進めても、救われない建設労働者がたくさんいることを私たちは目の当たりしてきました。国と関連企業の真摯な謝罪と賠償なしには被害者は救われないと痛感した私たちは、アスベスト被害に苦しむ組合員やその遺族を原告に、昨年6月、首都圏の仲間が続いて、国と建材メーカーを相手取り、京都地裁に提訴しました。

私たちの「代表選手」としてたたかう原告は現在14人。7月に提訴した大阪訴訟（11人）と合わせても25人で、首都圏（東京・横浜）388人と比較してもあまりに少なすぎます。「泉南」「尼崎」など、関西はアスベスト被害の一大拠点であり、建設労働者の中にもまだまだ被害は埋もれているはず。引き続き、被害の掘り起こしを強化し、大阪訴訟と連携して、関西全域にたたかいを広げていきたいと考えています。そうした点で、当センターが、大きな役割を果たしていただけるものと期待しつつ、京建労としてもセンターの活動の前進のため、惜しみない努力をしていきたいと思っています。（京建労書記局 久保田江美）



2011年6月、アスベスト被害の根絶に向け、京都地裁に提訴

### 《事務局だより》

#### 【活動日誌 2012年3月～4月】

- ・第18回定例会議：3月27日、ニッセイ新大阪ビル、9団体11人参加。肺がん不認定取消訴訟、他
- ・第19回定例会議：4月24日、ニッセイ新大阪ビル、10団体12人参加。

#### 【当面の予定】

- ・第20回定例会議：6月5日（火）午後3時～、ニッセイ新大阪ビル18階 D会議室

#### ＜関西支部第3回定期総会＞

○日時：7月7日（土）午後3時～、会場：ホテル大阪ガーデンパレス（新大阪）

- ・15:00～16:10 第一部 記念講演（講演50分・質疑15分）
- ・16:20～17:20 第二部 総会（議案提案、討論、活動報告など）
- ・17:30～19:00 第三部 懇親会（立食。軽食と飲みもの。参加費無料）

※団体会員のみなさんからは、各団体5人以上の参加をお願いします

- 3月28日、泉南2陣訴訟では再び国の責任を断罪する判決。建設アスベストは4月25日に東京地裁で結審、5月25日には横浜地裁でいよいよ判決。当支部の会員も関わる関西建設アスベスト訴訟は、すでに京都4回、大阪3回の裁判が開かれています。今年1年が大きなヤマとなるアスベスト訴訟、会員の皆様のさらなるご支援をお願いいたします。

- 本誌への投稿をどしどしお寄せ下さい。 ※投稿受付アドレス⇒ [h\\_sakai@kyokenro.or.jp](mailto:h_sakai@kyokenro.or.jp)